

# 保安林内作業許可申請の手引

令和8年4月

徳島県農林水産部森林土木・保全課

## はじめに

保安林は、水源のかん養や土砂災害の防備、生活環境の保全・形成など森林に求められる機能を十分発揮させることで公共の目的を達成するために指定しており、適切に維持管理を図る必要があります。

保安林では、税制上の助成などが受けられる一方、立木の伐採や土地の形質の変更などに当たって制限を受けることとなりますが、保安林の働きに支障を及ぼさないと判断される場合は、あらかじめ許可を受けた上で実施することができます。

この手引は、保安林内において土地の形質の変更などをしようとする方に、その手続を円滑に進めていただけるよう、基準や留意点などについて取りまとめたものです。

制度の趣旨について御理解いただき、保安林の適切な維持管理が図られるよう御協力をお願いします。

- 1 本手引で用いる法令等は、次表に掲げる略称を使用しています。

略号	法令等の名称
法	森林法（昭和26年法律第249号）
政令	森林法施行令（昭和26年政令第276号）
規則	森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）

- 2 法第30条又は第30条の2第1項により解除の予定告示がなされた保安林における取扱いについては、別に作成している「保安林解除申請の手引」を参考にしてください。

# 目 次

第 1 保安林の目的と種類	1
第 2 保安林内作業許可	2
1 許可を必要とする行為	
(1) 立竹の伐採	
(2) 立木の損傷	
(3) 家畜の放牧	
(4) 下草、落葉又は落枝の採取	
(5) 土石又は樹根の採掘	
(6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為	
2 「その他の土地の形質を変更する行為」の基準等	
第 3 保安林内作業許可の申請	5
1 申請ができる者	
2 事前相談	
3 申 請	
4 添付書類	
5 その他	
(1) 伐採を伴う行為	
(2) 他法令との関係	
第 4 許可の決定	7
1 許 可	
2 条 件	
(1) 行為の期間	
(2) 植栽の方法、期間及び樹種	
(3) 被害の防除	
(4) 他法令による処分	
3 許可期間中の留意事項	
(1) 着 手	
(2) 期間中	
(3) 完 了	
別 表	9
別紙様式	13

## 第1 保安林の目的と種類

保安林は、その保全と適切な施業の確保によって森林のもつ公益的機能を最大限発揮させるため、法第25条第1項の各号で定められた目的によって指定されており、伐採や土地の形質変更などの行為に対して目的に応じた制限をかける一方、税制上の助成措置や治山事業などを通じて、機能の維持増進を図っている。

また、保安林の指定に当たっては、指定の目的に応じて伐採の方法や限度、植栽についての基準（以下「指定施業要件」という。）が定められている。

法第25条第1項で規定する保安林の指定の目的		保安林の名称
第1号	水源のかん養	1 水源かん養保安林
2	土砂の流出の防備	2 土砂流出防備保安林
3	土砂の崩壊の防備	3 土砂崩壊防備保安林
4	飛砂の防備	4 飛砂防備保安林
5	風害	5 防風保安林
	水害	6 水害防備保安林
	潮害	7 潮害防備保安林
	干害	8 干害防備保安林
	雪害	9 防雪保安林
	霧害	10 防霧保安林
6	なだれ	11 なだれ防止保安林
	落石	12 落石防止保安林
7	火災の防備	13 防火保安林
8	魚つき	14 魚つき保安林
9	航行の目標の保存	15 航行目標保安林
10	公衆の保健	16 保健保安林
11	名所又は旧跡の風致の保存	17 風致保安林

(注) 雪害の防備、霧害の防備、なだれの危険の防止、落石の危険の防止、火災の防備及び航行の目標の保全を目的とした保安林は、徳島県内の民有林では指定されていない。(令和8年3月末現在)

## 第2 保安林内作業許可

### 1 許可を必要とする行為

保安林内において、次に掲げる行為（以下「事業等」という。）をしようとする場合は、法第34条第2項の規定に基づき、事前に知事の許可（以下「作業許可」という。）を受けなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、許可を要しない。

ア 法第34条第2項のただし書きで規定する行為（別表1）

イ 保安林への影響が軽微と判断される行為（別表2）

なお、保安林は、公益的機能の発揮が特に必要と認められる森林を目的に応じて指定したものであり、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであることに留意するものとする。このため、当該行為により周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合や保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合などは、許可しないことがある。

#### (1) 立竹の伐採

立竹を刈り取ることにより当該保安林を維持できなくなるおそれのある行為をいう。

#### (2) 立木の損傷

立木を損ない傷つけることにより立木の生育を阻害するおそれのある行為をいう。

#### (3) 家畜の放牧

牛、馬、羊などを放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為をいう。

#### (4) 下草、落葉又は落枝の採取

下草、落葉又は落枝を選んで拾い取るにより土壌の生成が阻害され、又は土壌の理化学性が悪化若しくは土壌が流亡するおそれのある行為をいう。

#### (5) 土石又は樹根の採掘

土や岩石を掘って、その中の土石又は樹根を取ることにより立木の生育を阻害するか、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為をいい、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。

#### (6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為

土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為をいう。

### 2 「その他の土地の形質を変更する行為」の基準等

前項の(6)のうち、「その他の土地の形質を変更する行為」の基準等は、次に掲げるとおりとする。

ア 行為の規模等は、次の表に掲げる基準（以下「形質変更行為の基準」という。）を満たさなければならない。

なお、形質変更行為の基準のうち森林の施業・管理に必要な道路等に係る許可の基準は、別表3のとおりとする。

イ 次に掲げる場合は、許可しない。

ただし、形質変更行為の基準を満たす場合は、この限りでない。

(ア) 農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合

(イ) 一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合

(ウ) 土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

ウ 形質変更行為の基準を超え、かつ、その土地以外に適地を求めることができない場合は、法第 26 条又は第 26 条の 2 による保安林の指定の解除を検討するものとする。

区 分	行為の目的・態様・規模等
森林の施業・管理に必要な施設	<ol style="list-style-type: none"><li>1 林道（車道幅員が 4 m 以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道*1、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。</li><li>2 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が 1 の林道に類するものを設置する場合。</li></ol>
森林の保健機能の増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「森林保健機能増進法」という。）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね 30ha 以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 当該施設を設置のため土地の形質の変更（以下「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の 10 分の 1 未満の面積であること。</li><li>2 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の条件を満たす土地であること。<ol style="list-style-type: none"><li>ア 土砂の流出・崩壊等の災害が発生するおそれのない土地</li><li>イ 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあつては傾斜度が 15 度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあつては傾斜度が 25 度未満の土地</li></ol></li><li>3 1 箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして 30% 以上の状態で変更行為を行う場合には 0.05ha 未満であり、立木の伐採が材積にして 30% 未満の場合に 1.20ha 未満であること。</li><li>4 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は 200 m<sup>2</sup> 未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は、400 m<sup>2</sup> 未満であること。</li><li>5 一変更行為と一変更行為との距離は、50m 以上であること。</li><li>6 建築物*2その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該</li></ol>

\*1 曲線部の拡幅、待避場の設置のために、部分的に幅員が拡幅されても、車道幅員 4 m の 1 級林道と同等の規格構造である場合は、これらを含めて許可できるものとする。

\*2 建築基準法第 2 条に示す、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）など土地に定着する工作物とする。

	<p>建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。</p> <p>ア 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること</p> <p>イ 建築物その他の工作物は、原則として木造であること</p> <p>ウ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね 1.5m未満*3であること</p> <p>7 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅 3 m 未満であること。</p> <p>8 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
森林の有する保安機能を維持代替する施設	<p>1 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。</p> <p>2 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。</p>
その他	<p>1 上記に規定する以外のものであって次に該当する場合。</p> <p>ア 施設の幅が 1 m 未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等）</p> <p>イ 変更行為に係る区域の面積が 0.05ha 未満で、切土又は盛土の高さがおおむね 1.5m 未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）</p> <p>ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が 50 m<sup>2</sup> 未満であって、かつ、その高さが周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。</p> <p>2 その他一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。</p> <p>ア 変更行為の期間が原則として 2 年以内のものであること</p> <p>イ 変更行為の終了後には、植栽され確実に森林に復旧されるものであること</p> <p>ウ 区域の面積が、0.2ha 未満のものであること</p> <p>エ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること</p> <p>オ 切土又は盛土の高さがおおむね 1.5m 未満のものであること</p>

\*3 工事着手前と変更行為後の状態を比較した場合の高さをいい、作業経過の中でやむを得ず一時的に行われる切土・盛土の高さまで制限するものではないが、極力これらの行為を抑制する計画とすること。（以下、この表において同じ。）

### 第3 保安林内作業許可の申請

#### 1 申請ができる者

知事に対して作業許可の申請をすることができるのは、保安林において事業等を実施しようとする者であって、保安林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者（以下「事業者」という。）とする。

#### 2 事前相談

事業者は、事業等を実施しようとする箇所が保安林内であることが明らかになったときは、許可の必要性、指定施業要件等について、当該保安林を管轄する徳島県農林事務所（以下「農林事務所」という。）に相談するものとする。

#### 3 申請

前項の事前相談において許可を要するものと判断されたときは、事業者は、別紙様式1の申請書（1部）に関係書類を添えて農林事務所に提出するものとする。この場合において、内容等に係る不備を指摘されたときは、速やかに補正しなければならない。

なお、農林事務所が補正された申請書類を受理した後、審査し許可が決定されるまでに30日程度を要することから、事業者は、事業等に要する工期等を考慮して、速やかに申請を行うものとする。

#### 4 添付書類

申請書に添付する関係書類は要綱第28条及び次によるものとし、農林事務所の指示があった場合は、これに従うこととする。

また、書類はJIS規格（日本工業規格）で定めるA4縦判を基本とし、これにより難しいものについてはA4横判又はA3横判によるものとする。また、やむを得ずA3判を超える場合においては図面袋を用いることとし、在中の図面の種類、枚数等を明示すること。

書類の種類	申請に当たって
位置図	縮尺 1/25,000 又は 1/50,000 の地形図に申請箇所を表示したもの
作業箇所図	縮尺 1/5,000 の森林計画図に申請に係る行為の区域等を表示したもの
実施計画書	申請に係る具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模、構造及び工程等を明らかにしたもの
実施設計図書	ア 平面図（縮尺 1/1,000 を標準とする） イ 縦断面図（縮尺 1/100 又は 1/200 を標準とする） ウ 標準横断面図（標準的な切土及び盛土の断面を表示したもの） エ 建築物等の図面（土工標準図、構造標準図等） オ 溝きょ等構造図（縮尺 1/500 以上） カ 排水処理の方法及び溝きょ等の位置図（常水がある場合）
土量計算等に関する書類	ア 土量計算書（土地の形質変更に伴い切土又は盛土が発生する場合） イ 残土処理の方法及び処理場位置図（残土が発生する場合）

その他必要と認める書類	ア 事業区域図（地番及び地番界、事業区域、保安林、申請区域等の境界を標示したもの） イ 写真（行為予定地の全景及び近景がわかるもの） ウ 申請者が当該森林の土地を使用する権利を有することを証する書類 エ 法人登記簿の謄本、団体の規約その他組織運営に関して定めた書類 オ 預金残高証明書、資金貸付（融資）証明書等
-------------	---

（注） 1. その他の土地の形質を変更する行為以外の行為にあつては、実施設計図書、土量計算等に関する書類の添付を要しない。

2. 形質変更行為の基準で掲げる「森林の施業・管理に必要な施設」のうち道路に係る添付書類は、別表4に掲げるとおりとする。

## 5 その他

### （1）伐採を伴う行為

申請に係る行為を行うに当たり当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合は、あわせて当該伐採の内容によって次に掲げる許可又は届出若しくは協議を行わなければならない。

ア 法第34条第1項に基づく伐採許可<sup>\*4</sup>

イ 規則第60条第1項に基づく次の伐採にあつては、知事への事前の届出

（ア）林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置する場合

（イ）その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法第3条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行う場合において、その支障となる立木を除去する場合

（ウ）道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去する場合

ウ 国有林を管理する国の機関が当該国有林の立木を伐採する場合にあつては、知事との事前協議

### （2）他法令との関係

当該行為の実施に当たり、他の法令により行政庁の許可等を必要とする場合にあつては、あわせて当該許可が得られるよう手続を行うものとする。

<sup>\*4</sup> 伐採が主伐で皆伐である場合の許可申請は、政令第4条の2第3項で規定する期間に限られるので留意すること。

## 【参考】保安林内作業許可申請を受け付ける県の機関

保安林の所在	相談等に対応する県の機関
徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦郡、名東郡、名西郡及び板野郡	徳島農林事務所林業振興担当
吉野川市及び阿波市	吉野川農林事務所林務担当
阿南市及び那賀郡	阿南農林事務所林業振興担当
海部郡	美波農林事務所林務担当
美馬市及び美馬郡	美馬農林事務所林業振興担当
三好市及び三好郡	三好農林事務所林業振興担当

## 第4 許可の決定

### 1 許可

申請に対する許可は、農林事務所が交付する決定通知書によって、その効力を生じる。

ただし、行為に係る区域は、許可後も引き続き保安林としての制限を受けるものであることから、事業者は行為の期間内及び終了後にわたって適切な管理がなされるよう努めるものとする。

### 2 条件

許可に当たっては、行為の内容や指定施業要件に応じて次の条件が付せられ、事業者は、この条件を遵守して行為を実施しなければならない。

#### (1) 行為の期間

行為の期間は、次の期間を上回ることができない。

ただし、当該許可行為を継続して実施しようとする場合は、条件として付された期間の終了前において、あらためて許可申請を行うことができる\*5。この場合においては、第3の4で掲

---

\*5 作業許可による行為地は、行為が終了した後も保安林として管理されるため、工事等により施設が設置されてから撤去されるまでの間、継続して許可を受ける必要がある。

※ 許可の期間 = 当該施設の使用及び当該行為が終わるまでの期間  
= 工事期間（施設等を設置するための工事期間）  
+ 維持期間（施設が撤去されず維持されている期間）

げる添付書類を省略することができる場合があるので、あらかじめ農林事務所に相談すること。

指定施業要件	行為の区分	行為の期間
植栽の期間が定められている場合	問わず	原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間
植栽の期間が定められていない場合	「立竹の伐採」又は「土石又は樹根の採掘」	行為に着手する時から2年以内の期間
	「立木の損傷」、「家畜の放牧」、「下草、落葉、落枝の採取」又は「開墾」	下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあつてはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間 それら以外にあつては2年以内の期間
	形質変更行為の基準で掲げる「その他の土地の形質を変更する行為」	森林の施業・管理に必要な施設 森林の保健機能の増進に資する施設 森林の有する保安機能を維持代替する施設 その他
		当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間
		当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間

## (2) 植栽の方法、期間及び樹種

行為終了後、施設等の廃止又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）にあつては、条件を付する。

## (3) 被害の防除

家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。

## (4) 他法令による処分

行為の実施に当たり、他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合は、当該許可等を受けなければ行為を実施することができない。

### 3 許可期間中の留意事項

#### (1) 着 手

行為に着手したときは、遅滞なく別紙様式2により届け出ること。

#### (2) 期間中

- ア 工事期間中は、許可年月日、許可内容、期間、行為者氏名等が明記された許可証等を現地に表示すること。
- イ 行為によって土砂の流出等が発生することがないよう措置すること。また、行為に起因する災害等が発生したときは、直ちに別紙様式3により届け出ること。
- ウ 県の職員により現地指示（補正のための施工に係るものを含む。）等が行われた場合は、これを遵守すること。
- エ 許可を受けた行為を中止しようとするとき、中止した行為を再開しようとするとき又は許可を受けた行為を廃止しようとするときは、速やかに別紙様式4により届け出ること。
- オ 行為に係る工事が完了したときは、遅滞なく別紙様式5により届け出ること。この場合において、県の職員による完了状況確認への立会を求められたときは、これに応じること。
- カ 施設等を設置した場合は、適切に保守、管理を行うとともに、有責事由により災害が発生した場合は災害復旧の責務を負うこと。

#### (3) 完 了

許可期間終了後は速やかに行為により設置した施設等を撤去するとともに、許可の条件として植栽が付されている場合には、適切な植栽により保安林の機能が維持されるよう措置すること。

## 別 表

### 1 法第 34 条第 2 項のただし書きに基づき許可を要しない行為

条項及び具体的な行為の内容	
第 1 号	法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
1	森林病虫害等のまん延により森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるときに、森林病虫害等防除法に基づく農林水産大臣又は知事の命令を受けて病虫害等が付着している樹木の伐倒等を行う場合
2	道路の構造への損害又は交通への危険を及ぼすおそれのある竹木を、道路法に基づく道路管理者の命令を受けて措置する場合
第 2 号	森林所有者等が法第 49 条第 1 項の許可を受けてする場合
	森林所有者等が、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入り、森林施業に関する測量又は実地調査の支障となる立木竹を伐採する場合
第 3 号	第 188 条第 3 項の規定に基づいてする場合
	農林水産大臣、知事又は市町村の長が、法の施行のため当該職員を他人の森林に立ち入らせ、測量又は実地調査の支障となる立木竹を伐採させる場合
第 4 号	火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (行為終了後 30 日以内に別紙様式 6 により届出)
第 5 号	軽易な行為であって農林水産省令で定めるものをする場合 (規則第 62 条)
1	造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち
2	倒木又は枯死木の損傷
3	こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷
第 6 号	その他農林水産省令で定める場合 (規則第 63 条第 1 項)
1	国又は県が保安施設事業、砂防法第 1 条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施する場合
2	法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためする場合
(1)	法第 50 条第 6 項に基づき、森林施業に必要な設備をするため、知事の認可を受けて使用権を取得した他人の森林に立ち入り、測量又は実地調査の支障となる立木竹を伐採する場合
(2)	測量法に基づき、基本測量、公共測量の障害となる植物の伐採等を行う場合
(3)	漁業法に基づき、漁業に関する測量、実地調査等のため、知事の許可を受けて他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去する場合
(4)	鉱業に関する測量又は実地調査のため、鉱業法に基づく経済産業大臣の認可を受けて他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採する場合
(5)	国土調査を実施する者が、国土調査法に基づき実施する次の行為
ア	調査に従事する者に、障害となる植物又は垣、柵、その他これらに類するものを伐除させる場合

イ	調査が行われる土地にある土壌、砂れき、水又は草木を試験材料として採取収集する場合
	(6) 認定電気通信事業者が、電気通信事業法に基づく総務大臣の許可を受けて、線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある植物を伐採し、又は移植する場合
	(7) 電気事業法に基づく経済産業大臣の許可を受けて、電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある植物を伐採し、又は移植する場合
	(8) 一般ガス事業者等が、ガス事業法に基づき、一般ガス事業等の用に供する導管の設置又は保守を行うために、障害となる植物を伐採し、又は移植する場合
	(9) 自然公園法に基づき、環境大臣等が実地調査のため当該職員を他人の土地に立ち入らせ、実地調査等の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させる場合
3	自家の生活の用に充てるため、あらかじめ知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合（行為をしようとする日の2週間前までに別紙様式7により届出）
4	学術研究の目的に供するため、あらかじめ知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合（行為をしようとする日の2週間前までに別紙様式7により届出）
5	国有林を管理する国の機関が、あらかじめ知事と協議するところに従い当該国有林の区域内においてする場合

## 2 保安林への影響が軽微と判断される行為

行為の区分	許可を要しない行為	備 考
立竹の伐採	ササの刈り払い	
立木の損傷	樹幹の外樹皮の剥離（桧皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）	内樹皮まで剥離する場合は除く。
	生長錘等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等	
	枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測定の見通し確保のための枝の切除等）	歩道のかぶり取りのためのものであっても、葉量を大幅に減少させ又は樹幹を損傷する場合は除く。
	病虫害の治療又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等	
	立木からのキノコの採取及び立竹の損傷	キノコと同時に立木の一部を削ぎ取る行為は除く。
家畜の放牧	家畜の通行及び家畜の一時的な繫留	家畜の一時的な繫留とは、保安林を通行する家畜を休息等のために一時的に繋ぎ止める行為を指し、長時間繋ぎ止めることによって表土が踏み固められるような場合は除く。
下草、落葉又は落枝の	表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数	長時間下草等を除去したまま放置され、露出した森林土壌が降雨等によって崩壊・流出するおそれ

採取	株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集)、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為	がある場合は除く。
土石又は樹根の採掘	キノコ及びタケノコの採取	キノコ及びタケノコの採取であっても、採取後に穴が開いたまま放置される場合は除く。
開墾その他の土地の形質を変更する行為	立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の、土石の拾集(数個程度の石の拾集等)	立木の更新又は生育の支障とならず」とは、例えば、植栽本数が3,000本/ha(約1.8m四方に一本の割合)とされている場合は、伐採跡地に1.5m四方の移動式の物置を置いたままにする行為又は2m四方の移動式の物置を一時的に置いた後植栽義務の履行までに撤去する場合をいい、2m四方の移動式の物置を放置したままにすることにより、指定施業要件に従って植栽することを妨げる場合は除く。 「掘削又は盛土を・・・一時的にした後に直ちに復元する行為」とは、例えば、測量杭を設置するために、表土に短期間穴を開け、測量杭の設置後その穴に元の土を埋め戻す行為をいい、長期間穴を開けたまま放置され、当該穴の壁面又は当該穴から一時的に掘り出された土が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合は除く。 「杭・測量杭の挿入等」であっても、立木の更新又は生育の支障となるか、掘削又は盛土をするか若しくは一時的にした後に放置される行為は除く。 「設置」とは、移動式のトイレ等を表土を掘削又は盛土せずに置くこと等であり、「改築」とは、既設の作業小屋等を解体し同一の区域内に新しい作業小屋等を建設すること等であり、同一の区域からはみ出す部分がある場合は除く。

### 3 森林の施業・管理に必要な施設（道路）の許可基準

目的・態様・規模等	設計（審査）基準	
林道（車道幅員 4 m 以下のもの）	「林道規程」、「林道技術基準」による。	
森林の施業・管理に資する農道等（規格及び構造が上記の林道に類するもの）	農道等関係の規定及び設計基準等による。	
トラック等が使用する林道、 林業専用道及び森林作業道	「林道規程」自動車道 3 級に準ずるもの。	
	法面	盛土勾配は、土留丸太柵工など路体の確保と土砂の崩壊を防止する施設を施行する場合を除き、1 割 5 分とする。
	排水処理	<p>ア 路面排水の処理については、丸太水切工又は素掘水切工などを適切に施工し、表流水による土砂の流出や路面の崩壊等を防止するとともに、放流部には適切な洗掘防止措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 沢水の処理については、沢の横断部には丸太橋、丸太暗渠等を適切に施工し、沢水を適切に処理できる通水断面を確保するものとする。</p>
	高性能林業機械等が使用する簡易作業路	幅員
法面		掘削法面の高さは、地形、地質を考慮して最小限とし、2.5 m 以下とする。ただし、これを超える場合は、適切な法面保護措置を講ずるものとする。
工作物		土留丸太柵工など間伐材等を利用した工作物を積極的に使用し、林地の保全及び車両の安全運行などを適切に図るものとする。
排水処理		作業道等の基準を準用するものとする。

4 森林の施業・管理に必要な施設（道路）に係る申請書の添付書類についての基本指針

区 分	車道幅員 3 mを超え 4 m以下の林道及び 4 m以下の農道、市 町村道等（※1）	車道幅員 2 mを超え 3 m以下の林道、林 業専用道及び森林作 業道	全幅員 3 m以下の 簡易作業路
位置図（1/25,000 又は 1/50,000）	○	○	○
作業許可申請図 （1/5,000）	○	○	○
平面図（保全計画図、申 請範囲を明示）	○		
路線図		○ （線形を測量したも の）	○（作業許可申請図 と兼ねることも可）
面積測量図（丈量図）	○	○	
標準横断面図	○（※2）	○（※2）	○
縦断面図	○	○	
所在場所及び権利状況	○	○	○
事業計画書	○		
水理計算書 横断排水	○	○ （常水がある場合）	○ （常水がある場合）
土量及び残土処理方法	○		
残土処理場位置図		○	○ （残土が発生する 場合）
残土処理場設計図面	○		

同意書	所有者の権利を持っている者（※3）	○	○	○
	その他利害関係者	必要に応じて		
関係市町村の意見書		○		
現地状況写真		○	○	

※1 農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格・構造が林道と同等のものであって、森林の施業・管理に資すると認められるものに限る。

※2 最小限5パターン以上（起点、中間点、終点、最長切土横断面、最長盛土横断面）。

※3 申請者と所有権の権利を持っている者が別の場合。